

被扶養者の資格継続調査を実施します

本組合では、医療給付を適正に行い、短期給付財政の安定化を図ること等を目的として毎年被扶養者の資格継続調査を行っています。

これは被扶養者として認定されている方が、今後も被扶養者としての認定要件を満たされているかどうかを確認するための調査です。

被扶養者を有する組合員の皆さんには、この趣旨をご理解いただきご協力をお願いします。

1. 調査の概要

- 実施時期：平成25年7月1日（月）から同年9月30日（月）まで
- 調査対象者：平成25年7月1日現在認定中の全被扶養者（ただし、本年6月1日以降に被扶養者の認定を受けた方を除きます。）
- 調査内容：①調査対象者（被扶養者）の収入調査
②主たる扶養者（組合員以外の扶養義務者）の調査
③同一世帯要件者の調査等
- 調査対象期間：平成24年1月1日から基準日（平成25年6月30日）まで
ただし、この間に認定された方は、認定日から基準日まで
- 配付物：①「被扶養者資格確認届書」
②被扶養者資格確認届書の記載要領及び添付書類の手引き
- 調査方法：1. 上記①の届書を所属所の共済事務担当課を通じて配付します。
2. 上記①の届書には調査対象者（被扶養者）の氏名、生年月日、続柄が印字されていますので、必要事項を記入・捺印のうえ下記の必要書類を添付し、各所属所の指定期日までに共済事務担当課へ必ず提出してください。

2. 添付書類及び注意点

*必ず提出が必要な書類

①世帯全員の住民票（続柄表示のあるもの）

※認定対象者が配偶者のみであり、かつ世帯主が組合員である場合は、配偶者の住民票の抄本でも可

②18歳以上の方は、所得証明書又は非課税証明書等

対象者	提出書類	注意点
学生	<ul style="list-style-type: none"> ・学生証の写し又は在学証明書 ・雇用証明書兼退職証明書（給与収入がある場合） 	<p>アルバイト等の収入はありませんか？</p> <p>➡ 認定限度額（※1）以上となった場合は取り消しとなります。</p>
給与収入のある方（アルバイト・パートを含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用証明書兼退職証明書 <p>★1年間の給料総額が認定限度額（年額130万円）以上となった場合に加えて、平成25年4月より毎月の給料月額が3カ月連続して認定限度額の1/12以上となった場合、その翌月1日付で取り消しとなります。</p>	<p>認定限度額（※1）以上になっていませんか？</p> <p>➡ 認定限度額以上となった場合は取り消しとなります。</p> <p>毎月の給料月額が認定限度額の1/12以上になっていませんか？</p> <p>➡ 毎月の給料月額が3カ月連続して108,334円（130万円の1/12）以上となった場合、翌月1日付で取り消しとなります。</p>
年金収入のある方	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の年金改定通知書又は年金支払通知書の写し <p>★平成25年4月より国民年金、厚生年金、共済年金の公的年金に加えて、厚生年金基金、企業年金、個人年金等の私的年金も認定上の収入の範囲に加えられました。</p>	<p>年金額が増額していませんか？</p> <p>➡ 65歳到達時などは、年金額の改定があり、増額する場合があります。</p> <p>公的年金に企業年金や個人年金等の私的年金を加えた額が認定限度額（※1）以上になっていませんか？</p> <p>➡ 公的年金に私的年金等を加えた結果、認定限度額（※1）以上となった場合は取り消しとなります。</p>

<p>事業所得のある方 (農業・自営業・不動産所得者等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 前年分の確定申告書及び収支内訳書の写し 既に事業を廃業された場合は廃業届の写し <p>★平成25年4月より共済組合が認める認定上の必要経費から「給料・賃金」が除かれました。</p>	<p>確定申告時の所得が認定限度額(※1)未満ですか？</p> <p>➡ 確定申告時の総収入から認定上の必要経費を控除した額が、認定限度額(※1)以上の場合は取り消しとなります。</p> <p>なお、認定上の必要経費とは、共済組合が社会通念上必要と認める経費に限られており、税法上の必要経費とは異なります。</p>
<p>組合員と別居している方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 仕送り額が客観的に確認できる書類の写し <p>★平成25年4月より組合員から別居の被扶養者への仕送り額等が確認できる書類(金融機関の通帳の写し等)の添付が必要となりました。</p>	<p>仕送り額は基準額(※2)以上ですか？</p> <p>➡ 仕送り額が基準額未満である場合、取り消しとなる場合があります。</p>
<p>父母、祖父母の一方のみを認定している方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 認定されていない方の所得証明書など 	<p>夫婦の総収入は夫婦の認定限度額(※3)未満ですか？</p> <p>➡ 夫婦の収入の合算額で判断しますので、認定されていない方の収入も確認して下さい。</p>

* 上記の書類の他、扶養の事実を確認するため本組合が必要と認めた場合は、他の書類の提出を求める場合があります。

※1 認定限度額…年間130万円未満(60歳以上の公的年金受給者又は障害を事由とする公的年金受給者は180万円未満)

※2 別居中の被扶養者への仕送り基準額

…別居中の被扶養者の月収の1/2以上(35,000円未満の場合は35,000円)

(例) 別居中の被扶養者の収入が年額90万円の場合

90万円 ÷ 12月 = 75,000円(収入月額)

75,000円 × 1/2 = 37,500円(必要仕送額/月額)

(注) 別居中の被扶養者が他の収入のある家族と同居している場合には、他の家族の収入も含めて仕送り基準額を計算します。

※3 夫婦の認定限度額…夫婦それぞれ1人当りに適用される認定限度額の合計額

(例) 夫婦2人とも60歳以上で公的年金受給者の場合

180万円未満 × 2人(夫・妻) = 360万円未満

3. 被扶養者認定上の留意点

- ◆ 被扶養者認定上の収入とは、収入の種類に応じてそれぞれ次のとおりとなっています。
 - ・ 給与収入…税金や保険料等の各種控除前の総収入。また、通勤手当(交通費)については、課税・非課税を問わず給与収入に含めます。
 - ・ 年金収入…税金や介護保険料等の各種控除前の総収入。また、非課税年金(遺族や障害を支給事由とする年金)及び企業年金や個人年金等の私的年金についても年金収入に含めます。
 - ・ 事業収入…総収入額から共済組合が社会通念上その収入を得るために必要と認める直接的な経費を控除した額となっています。なお、ここでいう直接的な経費とは、被扶養者認定上の経費であって、所得税法上の経費とは異なります。
- ◆ 認定上の年収とは、1月から12月までの暦年や、4月から翌年3月までの年度のように期間を限定するものではなく、認定期間中のどこから起算しても1年間の収入が認定限度額(※1)未満であることが必要となります。
- ◆ 別居の被扶養者への仕送りについて、組合員が別居している者の生活を経済的に支えていることを客観的に判断するために、金融機関の通帳の写し等により仕送りの事実及び仕送り額の確認を行います。

なお、金融機関の通帳の写し等の書類が提出されず仕送り額等の具体的な事実が確認できない場合には、被扶養者の認定を取り消すこととなりますのでご注意願います。

4. 職権による被扶養者の認定の取消し

今回の被扶養者の資格継続調査にあたり、被扶養者資格確認届書又は必要書類について、期日内に正当な理由なく提出をいただけない場合、又は確認事項について期日内に正当な理由なく回答をいただけない場合には、職権により被扶養者の認定を取り消す場合がありますので、期日内提出等にご協力くださいますようお願いいたします。

注意事項

- ① 共済組合で提出書類を審査した結果、当該被扶養者が資格の要件を欠いていた場合は、共済事務担当課を通じて連絡いたしますので、速やかに「被扶養者申告書」にて取消しの手続きを行ってください。
また、遑って認定を取り消した場合、その間に受診した医療費や受給した給付金については返還していただくこととなります。
- ② 18歳以上60歳未満の者で学生や障害、病気又は負傷のため就労能力を失っている者以外の者(配偶者を除く)については、通常稼働能力があるものと考えられる場合が多いので、扶養事実及び扶養しなければならぬ事情を具体的に調査確認して処理するものとされています。

【地方公務員等共済組合法運用方針第2条関係第1項第2号】

お問い合わせ先 奈良県市町村職員共済組合 保険課 ☎ 0744-29-8264 (保険課直通)

メンタルヘルス相談 ご利用案内

組合員及び家族の健康の維持・増進を目的として、メンタルヘルス相談を下記のとおり行っています。

『財団法人信貴山病院 ハートランドしぎさん』

相談予約専用番号
 **0745-72-5307**

受付時間：火・木曜日 午前9時から午後4時まで
【日・祝祭日及び年末年始(12月30日～1月3日)を除く】

- 予約した日に、カウンセリング室で組合員証又は組合員被扶養者証を提示してから、メンタルヘルス相談を受けてください。

相談員 「ハートランドしぎさん」に勤務する臨床心理士

相談場所 財団法人信貴山病院
ハートランドしぎさん

利用方法 利用者本人が、相談予約専用電話で臨床心理士に直接相談日時の予約。

相談時間 受付時間内で1回につき60分以内

費用負担 相談料は共済組合が負担
※ただし、同一内容のカウンセリングは、1人3回を限度とします。

『帝塚山大学 こころのケアセンター』

(奈良市学園前南3丁目1番3号)

 相談予約専用アドレス

**soudan2 @
mental-health-center.jp**

相談日：第1・3水曜日、第2・4金曜日
【当該日が祝日の場合は原則前日】

相談員 「大学院連合メンタルヘルスセンター」に属する臨床心理士

相談場所 帝塚山大学 こころのケアセンター

利用方法 相談予約専用メールにて申込み

相談時間 14:00～17:00
1回50分 ※初回面談は90分

費用負担 相談料は共済組合が負担
※ただし、同一内容のカウンセリングは、1人3回を限度とします。

※メンタルヘルス相談は、個人情報保護法を遵守し、相談員は、相談者のプライバシーを厳守し機密を保持します。